

令和元年 12 月 23 日

各 位

都留信用組合
理事長 渡邊和彦

健全かつ適切な業務運営を確保するための業務改善命令について

このたび、当組合における 4 件の不祥事件発生、並びにこの 4 件の内 3 件の不祥事件は、当局への届出が法令上に定められた義務であることを認識しながら、法令等に違反して、期間内に当局に対する届出を行っていないなど、当組合の法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に重大な問題があるとして、本日、関東財務局長より業務改善命令を受けました。

当組合では、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に取り組んでまいりましたが、本日このような業務改善命令を受けるに至り、日頃から当組合を信頼し、ご支援ご愛顧を頂いておりますお客さまをはじめ、組合員の皆さま、地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけする事態になりました事を、心より深くお詫び申し上げます。

今後におきましては、この業務改善命令を重大かつ厳粛に受けとめ、真摯に反省しますとともに、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一丸となって法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に全力で取り組んでまいり所存でございます。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。
 - i 一連の不祥事件の発生及び法令に基づく不祥事件等届出を行って
いなかったことに関する経営責任の所在の明確化
 - ii 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢
の確立（経営管理態勢の確立に向けた取組みの実効性を客観的に検証
する態勢の整備を含む）
 - iii 内部管理態勢の確立及び厳正な事務処理の徹底
 - iv 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保
 - v 全組合的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・
徹底を含む）
 - vi 適切な人事管理の徹底

(2) 上記(1)に対する改善計画を令和2年1月31日までに提出し、直ちに実行すること。

(3) 上記(2)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること。(初回報告基準日を令和2年4月末とする。)

2. 当組合の対応について

(1) 経営責任について

度重なる不祥事件を発生させ、また不祥事件の届出を法定の期間内に行わないなど、信用を第一とする金融機関といたしまして、誠に遺憾ながらお客様をはじめ、多くの皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしました。このことを厳粛に受け止め、係る経営責任を明確にするため、以下の対応を行いました。

(ア) 役員の進退について

令和元年10月19日の臨時総代会において、これらの不祥事件に伴う経営責任を明確にするため、前理事長以下、常勤役員7名全員が退任いたしました。

(イ) 理事及び監事の報酬の一部減俸等について

常勤理事及び常勤監事については、令和元年6月、4月に遡り以下のとおり減俸処分を行いました。

前理事長は月額報酬の30%を3カ月、前専務理事は月額報酬の25%を3カ月、前常務理事2名は月額報酬の20%を3カ月、前常勤理事2名は月額報酬の15%を3カ月、前常勤監事は月額報酬の20%を3カ月、それぞれ減俸処分を行いました。

又、前理事長、並びに前専務理事は退職慰労金について理事会の決議に基づき、前理事長は10%、前専務理事は5%をそれぞれ返納済です。

(2) 改善に向けた施策等について

当組合は不祥事件に関する特別調査委員会からの調査報告や今回の業務改善命令を踏まえ、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等を再構築するため、理事会及び監事会の機能強化を図るとともに、相互牽制態勢の見直しや実効性のある監査等を実施し、厳正な業務運営を実施してまいります。また、問題の指摘された企業風土を改めるため、倫理観の醸成やコンプライアンスマインドの浸透等を図ることと致します。

また、特別調査委員会の調査結果に基づき、今回の業務改善命令に対する改善計画をしっかりと検討し実行してまいります。さらに、リスクを適切に

評価することなく、過度に営業推進に重きを置いた業務運営が不祥事を誘発させたことも反省し、コンプライアンス重視の凜とした企業風土を再構築するとともに、かかる行動を全役職員へ着実に徹底してまいります。

3. 本件に対するお問合せ先

受付窓口 : 都留信用組合 経営管理部 (担当 羽田 田辺 高山)

電話番号 : 0555-28-4822

受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時まで (土日祝日は除きます)

以上